

平成 29 年度改訂 葉山町地域防災計画（案）に対するパブリックコメント（意見募集）の実施結果について

No	該当ページ	いただいた意見	町の対応
1	地震編 P41	東日本大震災以降の災害対策基本法改訂では情報の収集、提供、共有の推進が強化され、その手段として ICT 活用、さらに地理空間情報活用が強調されています。最近の防災基本計画、神奈川県地域防災計画でも強調する傾向がありますが、葉山町防災計画は十分に表現できてなく、町としての実際の具体策が見えていません。計画として明確に願います。	いただいたご意見につきましては、改訂（案）への反映について検討いたします。 また、改訂（案）P113におきましては、住民への情報伝達に係る基本的な考え方を示させていただいており、報道への積極的な情報提供、町防災行政無線、広報車、災害時広報紙の発行、町ホームページ、電子メール、ツイッター（twitter）、t v k データ放送、湘南ビーチ FM 放送の割込み放送の活用など、伝達内容に応じて有効かつ確実な手段により実施することとしております。
2	地震編 P47 P169	避難計画にペット類に関する記述が不十分ではないか。	平成 25 年 6 月に環境省から示された「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」では、飼い主は災害時に避難するときに、できるかぎりペットと一緒に避難する「同行避難」を行うことを心がけることとされています。改訂（案）P47 では、「町は、事前にペット同行避難のルールを作成し、地域住民に周知する。」としており、避難所におけるペット同行については、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー、衛生面に関する問題等が発生することから、飼育スペース、ケージの確保や飼い主の管理責任など、避難所運営委員会を中心に注意事項を具体的に検討し、「避難所運営マニュアル」に位置づけ、具体的な内容を記述することとしております。また、「災害時の動物救護に関する協定書」に基づき、湘南獣医師会に協力を仰ぎながら動物救護活動を行うとともに、県が作成した「災害時動物救護活動マニュアル」を参考にして、ペットに関する情報提供を行うこととしております（P169）
3	地震編 P47 P169	ペット対策について。葉山町のペット飼育状況から考えると、ペット対策はまだ、不十分ではないか。	上記項目 No 2 での回答のとおりです。
4	地震編 P68	最近の災害対策基本法改訂では災害ボランティアとの連携、支援が強化されています。内閣府では地域「受援力」を高めるための行政の実施 8 項目を提示しています。町の防災計画では従来レベルからの進展がありません。例えば地震 2 部 7 章 3 節 2 P68 では、「町は災害救援ボランティアセンターの設置場所の確保、情報等の提供を行う」とありますが、具体的に場所、情報、資器材、資金について記述願います。ちなみに県の地域防災計画にはこれらの記述があります（Ex 風水害 P174 ）。	改訂（案）の P202 以降に第 22 章「災害ボランティア活動支援計画」を示させていただいており、災害救援ボランティアセンターは、社会福祉協議会が設置し、発災後概ね 3 週間は「保育園・教育総合センター」2 階学びの広場及び研修室を「災害救援ボランティアセンター」とすることとしております。それ以降の設置（移転）場所は、町行政所有の土地（建物）を原則として、町及び社会福祉協議会が協議のうえ決定することとしております。 なお、災害救援ボランティアセンター設置運営指針及びマニュアル等を別途整備してまいります。
5	地震編 P68	町として、インターネットを使った情報収集と発信について、計画として明確に推進願います。県地域防災計画では例えば災害救援ボランティア支援活動において、具体的にホームページなど記述があります。発災後に具体的にインターネットなどを活用してどのように町民、関係組織、災害ボランティアに情報を発信するか、計画として明示願います。	改訂（案）の P202 以降に第 22 章「災害ボランティア活動支援計画」を示させていただいているところですが、災害救援ボランティアセンター設置運営指針及びマニュアル等を別途整備してまいります。また、発災後のインターネットの活用については、インターネット網との接続を早期に復旧することが必要であり、ISP に委ねられる部分が多々あるものと考えますが、前述の運営指針及びマニュアル等を整備する際に、併せて検討してまいります。
6	地震編 P98	災害対策本部事務分掌に「学校給食施設使用に伴う炊き出しに関すること。」となっているが、議会で学校給食の議論の際に、「学校給食施設は炊き出しに使用できない。」との答弁があったが、齟齬が生じないか。	現状では、指定避難所として指定される各小学校に学校給食施設が設置されていることから、炊き出しのために施設を利用できると考えますが、今後、整備が予定されている「学校給食センター」が竣工した際の災害対応については、関係部局と検討してまいります。また、防災倉庫には、移動式炊飯器のほか、カセットコンロ、かまどセットなどを備蓄しております。
7	地震編 P98	食料の配給について。被災者に対して、「炊き出し」が想定されており、葉山町災害対策本部事務分掌には、「教育施設班 生涯学習課」の所管として「学校給食施設使用に伴う炊き出しに関すること」となっている。建設予定の学校給食センターに関する説明では、災害時の炊き出しに給食施設は使用できないとされている。災害時の炊き出しは、必要不可欠なものであり、地域防災計画どおりであるべきと考えるが、確認が必要か。	上記項目 No 6 での回答のとおりです。

平成 29 年度改訂 葉山町地域防災計画（案）に対するパブリックコメント（意見募集）の実施結果について

8	地震編 P127	<p>「地震津波対策計画編 第 5 章避難対策計画 第 3 節避難所の開設・運営」では、「主管部：教育部 関係部：総務部・福祉部」となっているが、これを改め、主管を福祉関係部署か防災関係部署に変更していただきたい。理由は以下のとおり。</p> <p>安全で秩序ある避難所運営を行うためには、避難所に携わる 3 者（避難者・施設管理者・行政）が避難所運営委員会を組織して自主的な運営を行うことになっています。今回改訂の（案）では、学校施設が主な避難所として考えられている関係で、施設管理責任の教育部を主管としたと思われませんが、同節【1 避難所の開設】には、“緊急の場合は、自主防災組織等の判断により、あらかじめ指定された施設以外の施設についても（中略）開設できるものとする。さらに、災害が長期にわたることが見込まれる場合には（中略）被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。”となっており、必ずしも教育部門関係者が得意とする施設だけが避難所ではありません。さらに、避難所では多様な被災者、社会的生活弱者への配慮、多様なニーズ、多方面の関係者との折衝などを踏まえての『円滑な避難生活』を第一に考えなければならず、失礼ながら、一般町民との接触の機会も少ない「教育・文化行政専門職」には、ノウハウが不足しているのではないかと思います。</p> <p>ちなみに近隣自治体の地域防災計画を見ると、逗子市では「防災課」、横須賀市では「市民安全部」が避難所運営の主管となっています。</p>	<p>改訂（案）では、各班の事務分掌の見直し、災害対策本部組織の見直しに合わせ、各班の事務分掌を修正しました。庁内ヒアリングにより、災害時の対応の課題等を把握し、これまで明確になっていなかった役割分担を再度整理しました。それにより、通常時の業務と関連の深い内容の業務を災害時にも対応するように各班の人員構成等も踏まえ、見直しを行いました。避難所の開設・運営を主管するのは教育部ですが、関係部である総務部及び福祉部と連携を図りながら対応を図ってまいります。</p>
9	地震編 P130	<p>「第 3 節避難所の開設・運営 7 避難所の早期解消」には、“避難所の設置は応急的なものであるため、応急住宅の提供や避難者の生活再建支援を積極的に行うことで避難所の早期解消を図り、学校教育等の早期再開に努める。”と記載されていますが、これを“避難所の設置は..（中略）..解消を図るように努める。”とし、“学校教育等の早期再開に努める”の部分を削除していただきたい。理由は以下のとおり。</p> <p>学校施設をいつまでも避難所として使用することが許されないことは当然ですが、そもそも避難所として施設化するのは、他に代わる施設がなかったからです。</p> <p>この文言については、近隣自治体の計画にも揃って記載されていますが、応急住宅の提供や避難者の生活再建支援を積極的に行う体制が整えば、自然、学校避難所は必要がなくなります。むしろ、この但し書きが根拠となって、PTA と被災者が対立することもあるのではと心配します。学校教育も市民生活の一部であることを考えれば、この文言を以って避難所を閉鎖する必要はなく、無意味な但し書きではないかと思います。</p>	<p>学校施設は、児童、生徒が教育を受け、生活の中心となる場であり、被災した子どもたちの安全感・安心感の回復等の心のケアを支援する等、学校教育の早期再開は非常に重要な課題であると考えます。改訂（案）の P123 に「震災時の避難対策に係る基本方針」を示させていただいており、「避難所は応急的な生活場所であるので、自ら住居を確保することができない被災者の応急仮設住宅や借上げ賃貸住宅などへの移行により、避難所の早期閉鎖に努める。」こととしております。</p>
10	地震編 P203	<p>提示している災害ボランティア活動事例（地震 3 部 22 章 3 P203）は古い（参照先の総務省消防庁「災害ボランティア活動事例データベース」は現在はない）ものです。もし、この種で参照するならば、内閣府防災ボランティアサイト（<a href="http://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/h22/01/special_01.html">http://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/h22/01/special_01.html</a>）の被災地で行われた防災ボランティア活動の例がありますので参考にしてお見直しをお願いします。</p>	<p>ご指摘いただきました内容を参考とさせていただきます。</p>
11	風水害編 P39	<p>情報伝達について。避難勧告等の情報を的確に町民に伝えることは、重要かつ不可欠である。修正文では、「避難のためのリードタイムが少ない…」となっているが、カタカナ語ではなく、例えば、「猶予」のように、理解しやすい文章とすべきではないかと考える。</p>	<p>ご指摘いただいたご意見を反映するよう検討いたします。</p>
12	風水害編 P167	<p>放射性物質等による災害は、東日本大震災を例に取るまでもなく、大規模な災害になると非常に広域にわたって被害を及ぼす危険性が高いと考えられます。葉山町にとっても、町域の外にある横須賀基</p>	<p>改訂された国の原子力艦の原子力災害対策マニュアルでは、原子力艦による原子力災害が発生した場合、放出源情報等が十分に得られない状況下で避難若しくは屋内退避を実施する範囲として、原子力</p>

平成 29 年度改訂 葉山町地域防災計画（案）に対するパブリックコメント（意見募集）の実施結果について

		<p>地が、最も近隣かつ大規模な影響を及ぼすおそれの高い施設であることは、町民の間でも共通の認識です。そこで、もっと葉山町の視点・立場に立った表現で、大きな災害は町域外から襲ってくる場合があること、これに対して予防や応急対策が後手に回らないよう、速やかに適切な情報収集を行い、迅速に対処することが重要であることを強調していただきたいと思ます。</p>	<p>空母の場合は、避難を実施する範囲は概ね半径 1 km 以内、屋内退避を実施する範囲は概ね半径 1 km～3 km の範囲としています。原子力潜水艦の場合は、避難を実施する範囲は概ね半径 0.5 km 以内、屋内退避を実施する範囲は概ね半径 0.5 km～1.2 km の範囲としています。いずれの場合も本町の町域の住家等は応急対応が必要な範囲には含まれておらず、今回の改訂（案）にも規定はありませんが、屋内退避が必要となった場合は、国、県をはじめ関係機関との緊密な連携による情報収集を行い、状況に応じて防災行政無線や広報車などあらゆる手段を使って、情報伝達を行いたいと考えております。</p> <p>なお、国（外務省、南関東防衛局）等からの原子力艦の原子力災害に関する通報は、県を通じて町へ連絡されることから、国及び県等に対し、発災時の速やかな情報伝達について機会を捉えて改めて働きかけてまいります。</p> <p>また、安定ヨウ素剤につきましては、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、避難等の防護措置と組み合わせて活用することが必要であるとされています。前述のとおり、本町の町域の住家等は応急対応が必要な範囲には含まれておらず、今回の改訂（案）にも規定はありませんが、万が一に備え安定ヨウ素剤を役場地下防災倉庫に備蓄しております。災害時は、国の原子力艦の原子力災害対策マニュアル等に基づき、国、県をはじめ関係機関との緊密な連携による情報収集を行い対応することとしています。今後、配布の方法などについて協議し、訓練の実施等を検討いたします。</p>
13	風水害編 P167～	放射性物質等災害対策として、災害対策の記述はあるが、避難に関する記述がない。	上記項目 No12 での回答のとおりです。
14	風水害編 P170	放射性物質等災害対策について。当町における身近な放射性物質取扱事業所は、米海軍横須賀基地であることを踏まえ、事故発生時の連絡系統図には、「政府機関」を明記し、国に対して発災時の速やかな連絡を要求すべきであるとする。また、発災時には、緊急避難が必要であり、そのための計画を作るべきである。	上記項目 No12 での回答のとおりです。
15	風水害編 P170	原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針の 61 ページに安定ヨウ素剤の取扱いに関する記述があります。放射性ヨウ素に限定された対策ではありますが、町民の健康を直接的に守る、自治体レベルの取組みがきわめて重要な対策であるにも関わらず、第 1 節 6 (5) の医療救護対策、第 2 節 9 の災害時広報等には触れられておらず、一般論しか記載されていません。町は安定ヨウ素剤を備蓄していると聞いたことがありますが、重大な災害が発生してから町民に配布したのでは遅く、配布自体も困難になります。また、乳幼児や服用に制限の必要な方もいらっしゃいます。町は、安定ヨウ素剤の事前配布、適切な使用に関する指導、災害発生時の服用に関する連絡・徹底について地域防災計画に位置付け、十分な対策を行っていただくことを希望します。	上記項目 No12 での回答のとおりです。
16	風水害編 P170	現在の葉山町地域防災計画の放射性物質等災害対策は、現実にそった具体的な内容になっていないと思います。放射能被害から身を守るといことが難しい中で、安定ヨウ素剤服用は、市民が自らできる数少ない方法のひとつです。しかし安定ヨウ素剤を使用するタイミングによって効果がまったく違います。子どもたちに甲状腺がんになるリスクを減らすためにも、日ごろから服用方法や放射能物質災害等に対する緊急行動などの講習会を開催してください。せめて 3 年に 1 回、使用期限の切れるときに、実際の薬剤を使つての講習・啓蒙活動をお願いします。一度影響を受けてしまえば、負の遺産を子孫にも引き継いでしまいます。葉山は近隣の状況から考えて（グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン、原子力空母、燃料輸送時は葉山町通過等）、放射能事故が起きるリスクが高いと考	上記項目 No12 での回答のとおりです。

平成 29 年度改訂 葉山町地域防災計画（案）に対するパブリックコメント（意見募集）の実施結果について

	られます。地域防災計画の中にもっと現実的で実行可能な、自治体独自の放射能災害対策マニュアルを作成してください。	
--	---	--